

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○保安林の指定予定の通知（3件）（治山林道課）	1
○保安林の解除予定の通知（ 〃 ）	1
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ 〃 ）	1
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可（農業基盤課）	2
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施（2件）	2
高知県選挙管理委員会告示	
○告示（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の訂正（7件）	4

告 示

高知県告示第123号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年2月8日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町浦越字足川山285の138、285の139
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字足川山285の138・285の139（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第124号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年2月8日

高知県知事 濱田 省司

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町野々川字トヲ子ン425の10
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字トヲ子ン425の10（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- ### 高知県告示第125号
- 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
- 令和4年2月8日
- 高知県知事 濱田 省司
- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡四万十町戸川字ハシ畑463、字モン畑465
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ハシ畑463・字モン畑465（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第126号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年2月8日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
幡多郡三原村成山字ウシコロビ354の42
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第127号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和4年2月8日

高知県知事 濱田 省司

矢井賀加入区

高知県告示第128号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成30年2月高知県告示第84号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和4年2月5日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年2月8日

高知県知事 濱田 省司

矢井賀加入区

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、庄毛土地改良区の定款の変更を令和4年1月26日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年2月8日

高知県知事 濱田 省司

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

令和4年2月8日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
施設警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 検定の実施日及び開始時間
令和4年6月2日（木）午前9時
(2) 検定の実施場所
高知市春野町芳原2485番地
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員
30人
- 4 受検資格者
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。
- 5 検定の方法
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
(1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
(2) 実技試験
ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

- (1) 検定の申請の受付期間
令和4年5月9日（月）から同月13日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
- (2) 検定申請書等の提出方法
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
- (3) 提出書類等
ア 検定申請書 1通
イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）
ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
- (4) 受検対象者の確定方法
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。
- (5) 受検票の交付
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。
- 7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法
検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。
なお、納付された検定手数料は、返還しない。
- 8 検定の実施に関し必要な事項
(1) 受検時の服装
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。
(2) 持参品
ア 受検票
イ 筆記用具
ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
エ マスク
オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）

- 9 検定の実施に関する問い合わせ先
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

高知県公安委員会告示第3号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

令和4年2月8日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
雑踏警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 検定の実施日及び開始時間
令和4年5月13日（金）午前9時
(2) 検定の実施場所
香川県高松市郷東町587番地1
香川地域職業訓練センター
- 3 検定の実施予定人員
10人
- 4 受検資格者
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。
- 5 検定の方法
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
(1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 雑踏の整理に関すること。
エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
(2) 実技試験
ア 雑踏の整理に関すること。
イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。
(1) 検定の申請の受付期間
令和4年4月4日（月）から同月8日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

- (2) 検定申請書等の提出方法
 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。
 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
- (3) 提出書類等
 ア 検定申請書 1通
 イ 県内に住所を有する者にあつては住所を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）
 ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
- (4) 受検対象者の確定方法
 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。
- (5) 受検票の交付
 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。
- 7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法
 検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。
 なお、納付された検定手数料は、返還しない。
- 8 検定の実施に関し必要な事項
 (1) 受検時の服装
 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。
 (2) 持参品
 ア 受検票
 イ 筆記用具
 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
 エ マスク
 オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要な。）
- 9 その他
 この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。
- 10 検定の実施に関する問い合わせ先
 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番

号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第26号

平成23年11月高知県選挙管理委員会告示第113号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和4年2月8日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の尾崎正直大豊後援会の表中

「1 収入総額	264,000円
前年繰越額	0円
本年収入額	264,000円
を	
「1 収入総額	264,002円
前年繰越額	0円
本年収入額	264,002円

に、

「3 収入の内訳	
その他の収入	264,000円
10万円未満の収入	264,000円
合計	264,000円

を

「3 収入の内訳	
その他の収入	264,002円
10万円未満の収入	264,002円
合計	264,002円

に訂正する。
高知県選挙管理委員会告示第27号

平成24年11月高知県選挙管理委員会告示第74号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和4年2月8日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の尾崎正直大豊後援会の表中

「1 収入総額	45,000円
前年繰越額	45,000円
本年収入額	0円
2 支出総額	0円

を

「1 収入総額	45,010円
前年繰越額	45,002円
本年収入額	8円
2 支出総額	0円
3 収入の内訳	
その他の収入	8円
10万円未満の収入	8円
合計	8円

に訂正する。
高知県選挙管理委員会告示第28号

平成25年11月高知県選挙管理委員会告示第79号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和4年2月8日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の尾崎正直大豊後援会の表中

「1 収入総額	45,000円
前年繰越額	45,000円
本年収入額	0円
2 支出総額	0円

を

「1 収入総額	45,018円
前年繰越額	45,010円
本年収入額	8円
2 支出総額	0円
3 収入の内訳	
その他の収入	8円
10万円未満の収入	8円
合計	8円

に訂正する。
高知県選挙管理委員会告示第29号

平成26年11月高知県選挙管理委員会告示第87号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和4年2月8日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の尾崎正直大豊後援会の表中

「1 収入総額	45,000円
前年繰越額	45,000円
本年収入額	0円
2 支出総額	0円

を

を

「1 収入総額	<u>45,026円</u>
前年繰越額	45,018円
本年収入額	8円
2 支出総額	<u>0円</u>
3 収入の内訳	
その他の収入	8円
10万円未満の収入	8円
合計	<u>8円</u>

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第30号

平成27年11月高知県選挙管理委員会告示第109号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和4年2月8日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の尾崎正直大豊後援会の表中

「1 収入総額	<u>45,000円</u>
前年繰越額	45,000円
本年収入額	0円
2 支出総額	<u>0円</u>

を

「1 収入総額	<u>45,034円</u>
前年繰越額	45,026円
本年収入額	8円
2 支出総額	<u>0円</u>
3 収入の内訳	
その他の収入	8円
10万円未満の収入	8円
合計	<u>8円</u>

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第31号

平成28年11月高知県選挙管理委員会告示第95号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和4年2月8日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の尾崎正直大豊後援会の表中

「1 収入総額	<u>45,000円</u>
前年繰越額	45,000円
本年収入額	0円
2 支出総額	<u>0円</u>

を

「1 収入総額	<u>45,042円</u>
前年繰越額	45,034円
本年収入額	8円
2 支出総額	<u>0円</u>
3 本年収入の内訳	
その他の収入	8円
10万円未満の収入	8円
合計	<u>8円</u>

に訂正する。

高知県選挙管理委員会告示第32号

平成29年11月高知県選挙管理委員会告示第102号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和4年2月8日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

第1 定例報告のその他の政治団体の尾崎正直大豊後援会の表中

「1 収入総額	<u>45,000円</u>
前年繰越額	45,000円
本年収入額	0円
2 支出総額	<u>0円</u>

を

「1 収入総額	<u>45,044円</u>
前年繰越額	45,042円
本年収入額	2円
2 支出総額	<u>0円</u>
3 本年収入の内訳	
その他の収入	2円
10万円未満の収入	2円
合計	<u>2円</u>

に訂正する。